

マイナンバーカードを持っていますか?



マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、遡ること平成27年10月5日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」の施行をもって始まりまし
た。
マイナンバー導入のメリットは、①国民の利便性を高め、②行政を効率化し、③公平・公正な社会を実現するという
三つがあります。
具体的には、役場でのいろいろな手続きで所得証明書などの添付書類を窓口
で出さなくてよくなったり、そもそも役
場に足を運ばず自宅PCからでも手続き
できたり、証明書や給付金を受け取っ
たりできるようにする制度です。今のこ
ろ社会保障・税・災害分野の事務で取
り扱っています。
住民の皆さまから見た顕著な変化は、
平成28年1月から始まった「マイナン
バーカード(個人番号カード)」の交付
だったのではないのでしょうか?
マイナンバーカードは、住民票を有
する全ての方一人一人に指定される12
桁の数字(マイナンバー)を記載した
ICカードです。
例えば顔写真付きの本人確認を求め
られた際、運転免許証と同等に利用で
きます。
ほかに、これ一枚を出せば、別々の
機関で取ってきて提出しないといけな
かった証明書類をごっそりカットするこ
とも不可能ではありません。

「電子証明書」とは?

他人を装って虚偽の申請を行う「なりすまし」や、送信されたデータを第三者が書き換える「改ざん」を防ぎ、インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うための機能のことです。

マイナポータル

国が運営するオンラインサービスで、自宅のパソコンなどから「行政機関が保有する自己情報」や「行政機関が利用した自己情報の履歴」を確認できます。

マイナンバーカードでログインするので、パソコンの場合は「ICカードリーダー」が、スマートフォンの場合はマイナンバーカードの読み取りに対応したものがが必要です。詳細は、マイナポータルサイトをご覧ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** マイナンバー
平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

そもそもマイナンバーカードとは?

申請して、取得できる顔写真付きのプラスチック製のカード
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されているよ!

対面(おもて面)でもオンライン(うら面)でも使える公的な本人確認書類



おもて面は顔写真付き! だから、なりすまし
できないよ! 対面での本人確認書類に!

うら面はICチップ付き! あなたを証明する
情報が入っているよ! 税や年金等の情報は入って
いないよ! オンラインでの本人確認に!

POINT!
オンラインでの本人確認に、マイナンバーカードを使うためには、**ICチップに「電子証明書」を搭載する必要があるよ!**
パスワードの設定が必要だから、**カードの申請時または受け取り時に、お住まいの市区町村で設定してね!**

[お問い合わせ先] (マイナンバーカード) 町民課 ☎ 22-3117 (マイナンバー制度) 総務課 ☎ 22-3111



規模地震などの災害発生時、建物や宅地の調査



にご協力をお願いします。

被災建築物応急危険度判定 → 地震で被災した建物を調査します。

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して判定を行います。大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても耐震性が低下するなどの影響を受けている可能性があります。これらの建物は、その後の余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起しかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。



この建物に立ち入ることは**危険**です。

この建物に立ち入る場合は**十分に注意**してください。

この建物は**使用可能**です。

その他の地震発生後の建物に関する判定として次のようなものがあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

住家被害認定	被災度区分判定
「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの	建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

被災宅地危険度判定
地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの
※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。
それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようよろしくお願いします。

被災宅地危険度判定 → 大規模な地震や大雨などで被災した宅地を調査します。

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などで、宅地が大規模かつ広範囲に被災を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握したうえで危険度を判定し、住民の皆様に情報提供を行うことにより、二次被害の軽減・防止を図ろうとするものです。平成28年の熊本地震の際には、本県の被災宅地危険度判定士延べ135名が被災市町村(熊本市、益城町、南阿蘇村など)を支援するために、現地へ派遣されました。被災宅地危険度判定の結果は、下記の3種類の判定ステッカーを見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるかどうかを識別できるようにします。

判定結果は3種類のステッカーを現地の見やすい場所に貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。



この宅地に入ることは**危険**です。

この宅地に入る場合は**十分に注意**してください。

この宅地の被災度は**小さい**と考えられます。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面等の確認を行うもので、罹災証明に係る調査や、建築物について確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力いただきますようよろしくお願いします。

[お問い合わせ先] 建設課 ☎ 22-3120